

改正 平成26年12月8日 原規総発第1412082号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を次のとおり改正する。

平成26年12月8日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を別添新旧対照表のように改める。

附 則

この規程は平成26年12月10日から施行する。

(別添)

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

改正案					現行	
別表第5(その他の法令) <u>(8) 特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)関係</u>					別表第5(その他の法令) (新設)	
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	
1	主管課等	<u>特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下この表において「特定秘密保護法」という。)第6条第2項の規定による他の行政機関の長との協議に関すること。</u>	長官		否	
2	主管課等	<u>特定秘密保護法第5条第1項による同法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定に関すること。</u>	長官		否	
3	主管課等	<u>特定秘密保護法第12条第3項の規定による評価対象者に対する告知に関すること。</u>	課等の長		否	

4	主管課等	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下この表において「運用基準」という。)6(4)の規定による特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下この表において「特定秘密保護法施行令」という。)第12条第1項に規定する規程の案の内閣総理大臣への通知に関すること。	長官		否
5	主管課等	運用基準 3(1)アの規定による名簿の作成及び適性評価実施責任者への提出に関すること。	課等の長		否
6	主管課等	運用基準 3(1)エの規定による名簿の記載事項の変更の適性評価実施責任者への通知に関すること。	課等の長		否
7	主管課等	運用基準 3(2)アの規定による適性評価の実施の承認に関すること。	長官		否
8	主管課等	運用基準 3(2)イの規定による適性評価の実施の承認を得たか否かの特定秘密管理者への通知に関すること。	課等の長		否
9	主管課等	運用基準 4(3)ア及び(4)イの規定による適性評価の実施の不同意及び同意の取下げの報告に関すること。	長官		否

10	主管課等	運用基準 4(3)イ及び(4)ウの規定による適性評価の実施の不同意及び同意の取下げの特定秘密管理者への通知に関する <u>こと。</u>	課等の長		否
11	主管課等	運用基準 6(1)の規定による評価対象者の評価に関する <u>こと。</u>	長官		否
12	主管課等	運用基準 7(2)アの規定による適性評価の結果の特定秘密管理者への通知に関する <u>こと。</u>	課等の長		否
13	人事課	運用基準 8(1)の規定による適性評価についての苦情の概要の報告に関する <u>こと。</u>	長官		否
14	人事課	運用基準 8(3)エの規定による苦情についての調査の結果及び処理の方針の承認に関する <u>こと。</u>	長官		否
15	主管課等	運用基準 8(4)オの規定による特定秘密管理者への通知に関する <u>こと。</u>	課等の長		否
16	主管課等	運用基準 3(2)ア(ア)の規定による特定秘密指定管理簿の写しの内閣府独立公文書管理監への提出に関する <u>こと。</u>	課等の長		否
17	主管課等	運用基準 3(2)ア(イ)の規定による内閣府独立公文書管理監への報告に関する	課等の長		否

		<u>ること。</u>			
18	総務課	<u>運用基準 4(2)ア(イ)の規定による通報者に対する通知に関すること。</u>	長官		否
19	総務課	<u>運用基準 4(2)ア(オ)の規定による調査の結果の通報者に対する通知に関すること。</u>	長官		否
20	総務課	<u>運用基準 4(2)ア(カ)の規定による通報の処理内容の内閣府独立公文書管理監に対する報告に関すること。</u>	総務課長		否
21	主管課等	<u>運用基準 5(1)アの規定による内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監に対する報告に関すること。</u>	課等の長		否